

内務省發警第八〇号

昭和二十二年五月三日

知事 殿 内 務 次 官

地方自治法施行に伴う警察に  
関する措置について

地方自治法施行後の都道府縣における警察に  
ついては、同法の附則第一條及び第七條並びに政令第  
号の規定によるものであって、その要領は左記の通  
りであるから、御了知の上、運営に遺憾なきを期せられたい。

記

一、警視廳は、引続き警視廳官制の定めるところに基き、  
現状のまま存続し、従前の法令により事務を行うものである。

（以下に詳細な説明が記されているが、画像が暗く読み取れない）

こと。

二 道府縣警察部（警察署及び消防署を含む）は、道府縣知事の管理に属するのであるが、その組織については、従前の北海道廳官制、地方官官制等の規定によるものであること。尤も自治体の機関である他の関係部課と緊密に協調して職務を行ふべきであることは申すまでもない。

地方自治法施行令第 條の規定により従前、北海道廳官制及び地方官官制の規定中引続き、効力を有するものは別紙(三)の如くである。

三 道府縣知事は、政令第 五條の規定により警察事務の管理を委任されたものであつて、その事務の処理については政令第 五條及び第六條によるものであること。

四 現に警視廳又は道府縣警察部内に勤務する職員中(一) 官吏は何等の手續を要せず従前の身分、階級、俸給

等をそのまま引続き保有すること。其の定員は別紙(三)の如くである。但し、現在國費支弁職員の中別紙(三)の

第一條関係及び第二條関係の定員に含まれないものは第三條による地方費支弁官吏とあるものなること。

(一) 表裏、雇傭人、薦託の身分待遇等については、地方自治法附則第四條及び第五條の規定により、引続き従前と同様の取扱ひをうけるのであつて、その勤務任免の手續は従前の例により処理すること。

五 従来主として警察部以外の部に勤務する(属する)官吏で、兼ねて警察官に併任されていたものは本日以降その併任身分は消滅する。

六 警察部内に属する官吏の人事に関する事務は、政令第 八條により警察部で取扱うものであるが、その手續等については総務部等関係部課と適當な連絡をとること。

七、知事は、従前の例により警察官吏を指揮監督し、二級官の功過を内務大臣に具状し、三級官の進退はこれを専行するものであること。但し警察事務の処理については政令第六條により常に警察部長を通じて行われるものなること。

八、警察官吏の任用、分限、給與等については従前の規定によるが、その懲戒及び普通試験については地方自治法施行令第六條及び第三十一條の規定するところによること。

九、警察署の新設廃止は事前警察局長と打合せること。

十、都道府縣費たる警察費の取扱いは従前の通りであるが、その執行については、道府縣警察部職員中適當な者を地方自治法第七十一條の定める出納員に命じて取扱わせること。又職員が官吏であるときは、都道府縣の吏員に併任してこれに出納員を命ずること。

警視廳については前項によるの外地方自治法附則第七條第三項の規定により、警視總監は出納長に対し支出命令を發することからなること。

政令第六

公安廳官制 (案)

第一條 公安廳に左の職員を置く。

総長

一人

一級

局長

部長

警務官

秘書官

主任

總務課事務官

主任

主任

總理廳技官

主任

三二七七—三 企畫課